

# 関西労働者安全センター

関西労働者安全センター

2000. 2.10 発行〈通巻第291号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 第20回総会のご案内 ..... 2
- JCO事故で市民団体が科学技術庁に要望書 ..... 3
- ダイオキシンのお話その13 ..... 8
- 職場改善事例しょうかいその9 (株)国際印刷出版研究所 ..... 11
- 労災保険Q&A その1: 労災保険未加入でも労災は労災 ..... 14
- 前線から (ニュース) ..... 17  
 炎熱下の瓦工事で熱中症 権原/指曲がり症裁判 田島医師証人  
 尋問行われる 豊中市職

1月の新聞記事から/19  
表紙/VDT作業風景 (国際印刷出版研究所)

# 関西労働者安全センター 第20回総会のご案内

日頃よりひとかたならぬご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、まず厚く御礼申し上げます。

さて、本年の定期総会を下記の通り開催いたします。厳しい経済情勢の中、違法、不当な解雇の横行、「不安定」雇用労働者の増大、組織率の低下など、労働基本権が大きく揺さぶられている今日、労働者のいのちと健康を権利としてどう守り、発展させていくのか、真剣に考えかつ追求していかなばならないと考えています。労働省の統計によると、いまなお約1800名が労災事故で死亡し、遺族補償の給付は約4000件にもものぼっています。依然として、中小零細企業における労災職業病が多発している実態は改善されておらず、たとえば、大阪の製造業においては労働災害の96%が300人未満の事業場で発生しているとされています。当安全センターによせられる相談でも、劣悪な労働条件、経営者の無責任な姿勢、労働行政の怠慢が労災発生や労災隠しの大きな要因になっている例がほとんどです。

本総会では、安全衛生、労災職業病をめぐる現状、労働行政や使用者側の動向を分析しながらこの1年間の安全センターの活動を総括し、新年度の運動方針を確立していきたいと考えます。

気がつけば定期総会を行うようになって今年で20回目となりましたが、初心を忘れず、さらに時代状況を踏まえて運動を前進させるべく頑張る所存です。是非とも多くの会員、関係者の皆様のご参加をいただけますようご案内申し上げます次第です。

—記—

日時：3月25日（土） 午後1時30分～4時

場所：部落解放センター

（大阪市浪速区久保吉1丁目、JR環状線芦原橋駅徒歩5分）

# JCO事故で 市民団体が科学技術庁に 要望書

## 「200mSv 以下は心配ない」という非科学的な説明

昨年の東海村における臨界事故で、科学技術庁が放射線の周辺への影響について一般住民に対して説明する文書が、非科学的なもので誤った理解を招く内容になっているとして、市民団体等から批判の声があがっている。この2月16日には、同庁に対して原子力資料情報室など4団体による要望書が提出されているので紹介する。

### ないはずの「しきい値」

低線量の放射線が人体に及ぼす確率的影響については、「これ以下なら影響はない」という「しきい値」は存在しないというのが定説で、それを覆すような報告は何らされていない。JCO事故で原子力安全委員会に設置された、専門家による健康管理検討委員会でも、この点についての最近の疫学調査結果等について検討しているが、結論に変わりはない。ところが、科学技術庁がマスコミや周辺住民への説明で用いている言い回しは次のようなものだった。

「また、がんの増加に代表される確率的

影響も一般的には約200ミリシーベルト以上の線量でのみ現れるとされており、今回の事故に関連して直ちにがんの増加などの健康影響を懸念する必要はないと考えられます。しかし、50ミリシーベルト以上の線量でもごくわずかながらがんの増加が認められたとの報告もあることから、念のため長期的な健康影響について詳細な検討を行うこととしています。」（「ニューズレター 第2報 JCOウラン加工施設における臨界事故と環境への影響について 1999年12月13日科学技術庁発行」など）

実際には200ミリシーベルト以下や50ミリシーベルト以下で、がんが増加しているという疫学調査報告が「ない」ということなのに、影響がないという報告が「ある」かのような言い回しになってしまっているのである。労働省の放射線被ばくと白血病の因果関係についての認定基準で「1年あたり5ミリシーベルト以上の被ばく」という数字は、科学技術庁の評価ならズサンに過ぎる数字ということになってしまうのである。



解は誤りである

科学技術庁は事故調査対策本部11月4日付け資料「ジェー・シー・オー東海事業所の事故の状況と周辺環境への影響について」において「がんの増加に代表される確率的影響も、一般的には実効線量で約200ミリシーベルト以上の線量でのみ現れるとされている。従って、今回の事故に関連しては、直ちにがんの増加などの健康影響を懸念する必要はないと考えられる。」とし、200ミリシーベルト以下であれば、がんの増加などの健康影響の懸念はないとの見解を示している。科学技術庁はこの「200ミリシーベルト」の根拠は「ICRP Publication 60 (1990) パラグラフ64」にあるとしている。(上記資料【参考4】注3並びに2000年1月31日科学技術庁交渉での発言)しかしICRP文書のこの部分は、確率的影響を評価する上で疫学的調査が必要な情報を提供できず、日本の広島・長崎のデータですらさまざまな制約があることを指摘している箇所である。200ミリシーベルト以上でない統計的に有意ながんの過剰のデータが得られないこともその制約の一つに挙げられており、ここから「それ以下であればがん増加などの健康影響の懸念はない」などと読み取ることとはとてもできない。

### 第3章放射線防護の生物学的側面

(64) 確率的影響に関する結論を導く道すじは単純ではない。というのは、疫学的調査は、まさに必要とされている情報を提供することはできないからである。疫学的調査は統計的な関連を示すことができるの

みであるが、この関連が明らかに線量と関係があり、かつ、対応する実験データにより支持される場合には、強固なものとなる。日本のデータは欠くことのできない、かつ広汎なものではあるが、調査対象者の約60%が生存中であるので、最終的な確率的影響の総数は推定によらなければならない。そのうえ、今後現れるがんの大部分が、被曝時に20才未満であった人々に生ずるであろう。そして、これらの人々の単位線量あたりの放射線の寄与による生涯致死確率は、もっと年齢の多い人々よりもおそらく高いであろう。調査対象集団は大きい(約8万人)が、95%レベルで統計学的に有意ながんの過剰は約0.2Sv以上の線量でのみみられる。もっと低い有意なレベルならば0.05Svぐらいの線量で過剰がみられる。また、忘れてならないことは、これらの日本人調査集団の線量はすべて、きわめて高い線量率で与えられたことである。ところが、急性被ばくでも遅延性被ばくでも、放射線防護の立場から必要とされているのは、ほとんど常にもっとずっと低い線量率での影響に関する情報である。しかしながら、この集団についての調査は、他の調査に比べていくつかのすぐれた点がある。すなわち、この集団は男女両性およびすべての年齢層の人々を含んでおり、しかも、ほとんどゼロから致死量に至る非常に広範囲の線量を全身ほぼ均等に受けたと言う点である。(日本アイソトープ協会の翻訳より。下線は引用者)

科学技術庁は交渉において、

- ・確率的影響にはしきい線量はないとの立場をとっており、しきい値が200ミリシーベルトであるとは考えていない。
  - ・「200ミリシーベルト」はこれより低い線量では臨床症状はなく、疫学的調査で95%レベルで統計的に有意ながんの過剰が200ミリシーベルト以上の線量でのみ現れる、と理解している。ただこれではわかりにくいので「一般的には」と表現した。
- と述べている。

しかし科学技術庁の表現は、普通に読めばそれがしきい値であるとしか受け取れないものである。

そして科学技術庁は上記資料のみならず、東海村に新聞折り込みで全戸配布した12月13日付けニュースレター第2報においても「がんの増加に代表される確率的影響も、一般的には約200ミリシーベルト以上の線量でのみ現れるとされており、今回の事故に関連して直ちにがんの増加などの健康影響を懸念する必要はないと考えられます。」とし、200ミリシーベルトがしきい値であるかのように広報している。

今回のこのような科学技術庁の姿勢は、各所に200ミリシーベルトがしきい値であるかのような誤解を生じさせている。実際、11月4日の文書が発表される前後から、新聞、テレビ、地元での広報を通じてこの200ミリシーベルト論が宣伝されている。

例えば、

- ・東海村広報誌「とうかい」11月号…科学技術庁の説明会で200ミリシーベルト論が披露されている様子が報告されている。

- ・11月5日付毎日新聞…放医研の同趣旨のコメント。
- ・NHKクローズアップ現代に出演していた広島大学教授…ガンが増えるのは200ミリシーベルト以上。これは原爆被曝者のデータに基づいている。12万人40年以上のデータ。
- ・朝日新聞科学部は東海村臨界事故について、被曝の影響は少ない旨の報道を続けていることに対する抗議に答えて、200ミリシーベルト論を持ち出して回答している。（インターネット上でやりとりが公開されている）

科学技術庁は自ら原子力施設の周辺住民の被曝線量限度は1ミリシーベルトと定め、これを事業者に遵守させることを自らの責務としている。職業上の被曝限度は50ミリシーベルトであるが、これも新しいICRP勧告では20ミリシーベルトに切り下げられている。白血病の労災認定の基準は年間5ミリシーベルトであり、これまでに白血病で労災認定された原発労働者のケースの被曝線量は発病までの積算線量で40ないし60ミリシーベルトであり、200ミリシーベルト以下の被曝が安全であるとは到底言えない。

科学技術庁のこのような言明はこの機関が真に事故を防止し、被曝を防止するための熱意をもっているかどうかについて深刻な疑問を引き起こすものである。直ちにこのような非科学的な宣伝を中止し、このような宣伝を行ったことについて地元住民に謝罪すべきである。《以下省略》



# ダイオキシンのお話

中地重晴 (環境監視研究所)

その1

## ダイオキシンによるリスクを どう減らすのか

前号ではダイオキシン類等特別措置法の内容について説明しました。本年1月15日から施行され、環境基準が定められるとともに、排出基準が設けられ、今後ダイオキシン類の発生抑制がはかられることになります。

この法律以外にダイオキシン類の発生抑制ができないのでしょうか。最近、事業活動にともなう有害な化学物質のリスクを低減するための取り組みが検討されています。若干、「ダイオキシンのお話」というテーマからははずれるかもしれませんが、新しい試みということで紹介したいと思います。

### PRTTRの法制度化

PRTTRとは環境汚染物質排出移動登録のことで、96年にOECD(経済開発協力機構)の理事会が各国に3年以内の制度化を勧告しました。日本ではかつて環境ア

セスメントの制度化をOECDから72年に勧告され、法律が成立するのに27年かかった経過があります。遅れた理由は関係する建設業等の業界団体からの反対でした。加盟27ヵ国で法制度化した最後の国、環境問題への取り組みに不熱心な国という不名誉を受けました。ブラジルで行なわれた92年の地球環境サミット以来、地球環境問題への取り組みを各国が行なわざるを得なくなったのですが、この時採択されたアジェンダ21で新たな枠組みが提案されました。

紙面の関係で簡単にしか紹介できませんが、アジェンダ21は本一冊という国際条約としてはかなりの分量ですが、示唆に富む内容が盛り込まれており、日本語に訳されていますので、ぜひ一読されることを勧めます。

アジェンダ21の特徴は今まで国際条約というのは政府間の行動を取り決めていたのですが、地球環境問題の解決のためには政府だけでなく、地方自治体、事業者、市民などがそれぞれの立場で努力しなければ解決しないとして、国、地方自治体、事業



者、市民のはたすべき役割や活動を提起していることです。有害化学物質の問題では単に事業者が努力するだけでなく、周辺住民に理解されるような取り組みを提案しています。

その一つがP R T Rです。P R T Rとは事業活動にともなって、排出される有害化学物質を大気、水質、土壌（正確には廃棄物となって埋め立てられるものをさします）ごとにその年間の排出量を政府に報告し、政府が市民に情報公開する制度です。

### 情報公開で排出削減につながる

工場ごとの排出データを公開するため、同業他社との比較が容易になります。取引等で業者選択の条件として、いかに環境にやさしい企業かというのは大きな条件になります。企業の環境配慮についてはI S O 1 4 0 0 0の取得が一般化したことからご存じの方も多と思います。P R T Rの制度化で多くの企業が自主的な努力で排出量を削減する方向に迎うといわれています。

たとえば、アメリカではT R Iという同種の制度がありますが、9 0年代に3 3 / 5 0プロジェクトという取り組みがありました。トルエンやキシレン、鉛やカドミウムなど1 7の物質を対象に、3年で排出量を三分の一削減し、5年後に半分にするというトライアルでしたが、約1 0 0 0の企業が参加して、目標を達成したと報告されています。

日本でもP R T Rが法制度化されれば、同じような成果を期待できるかもしれませ

ん。P R T Rは昨年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」として成立しましたが、施行は2 0 0 1年4月からです。排出データの報告は2 0 0 2年の4月以降になります。まだ細かな施行規則は検討中ですが、約3 6 0物質について、排出量を推計し、報告することになっています。報告対象企業をどう決めるのか、対象物質の年間の使用量、従業員数での中小企業の報告免除などこれから決められます。また、政府がどのような情報に公開するのか、この企業情報の公開方法、手数料など市民が容易に情報を得ることができるのか制度として問題になることはこれから決まるという段階になっています。

当然、ダイオキシン類は対象物質にリストアップされています。ダイオキシン類等特別措置法で排出規制を受けない小型の焼却炉も含めて、報告を義務付けようと提案されています。P R T Rが今後どのように制度化されるのか、注目していく必要があると思います。

### 一歩進んだ

#### リスクコミュニケーションを

今まで述べてきたことをもっと進めたりリスクコミュニケーションという言葉が使われはじめました。一言で言えば、企業の環境リスクを周辺住民と企業が相互に理解することです。住民の側からすれば、隣の工場がどんなものを作っているのか、操業時に有害物を排出していないのか、また火事

や地震の時に危険性はないのか、大事故は起きないのかということが気がかりです。企業のもつ環境リスクを日常的に周辺住民や関係者に理解してもらおうという取り組みがなされはじめてきました。

日本でも化学工業協会がレスポンシブルケアと呼ぶ取り組みを数年前からはじめています。有害物質の取り扱い量の削減や、環境中への放出量の削減、関係者との相互理解の向上などが内容です。

リスクコミュニケーションの対象者は企業と住民だけでなく、関係者としての労働

者も入ってくるはずですし、本来労働安全衛生活動の中に取り込まれているものはずです。今回紹介したP R T R やリスクコミュニケーションうまく活用していければ、ダイオキシン類をはじめ有害化学物質対策に有効だと考えています。詳細は全国安全センター情報で近々報告する予定ですので、そちらの方をご覧ください。

(つづく)

# 心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

## 疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための情報や工夫・知恵を満載

- ◆ユーザーのためのチェックポイント 35
- ◆メーカーへの10の注文
- ◆H0(ホームオフィス)への5つの提案
- ◆学校教育への5つの応用
- ◆子どもへの7つの注意

[著者]酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画]さとうしんまる

[発行]全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881

E-mail : joshrc@jca.ax.apc.org

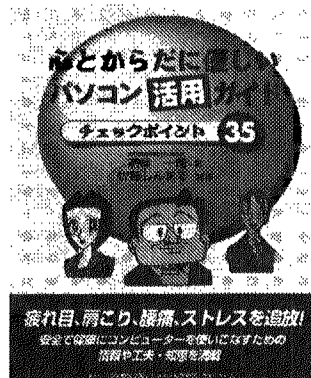
http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/

[ご注文・お問い合わせ先:書店でもお求めできます]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-6943-1527 FAX. 06-6943-1528



A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価]1,200円

(送料別)

# 職場改善事例しようかいその9

## (株)国際印刷出版研究所

社員数33名の小印刷会社だけれども、働きやすい職場作りに少しばかりの工夫をしている、そういう事例を今回は紹介します。当センターの機関誌の印刷をお願いしている(株)国際印刷出版研究所(大阪市大正区)。

同社は、かつてワープロの仕事をしていたオペレーターが頸肩腕障害に被災したことがあり、その反省をもとにオフィスのレイアウトなど、これまで限られた条件の中でいろいろな改善を試みてきました。しかし技術革新のスピードが速いのがこの業界。作業形態は大きく変わり、今や最後の印刷工程以降を除けば、大型ディスプレイの前に座っての仕事がほとんど全て。

そこで今回は、かねてよりの作業者の悩みの種であった静電気防止対策にしぼって取材させていただきました。

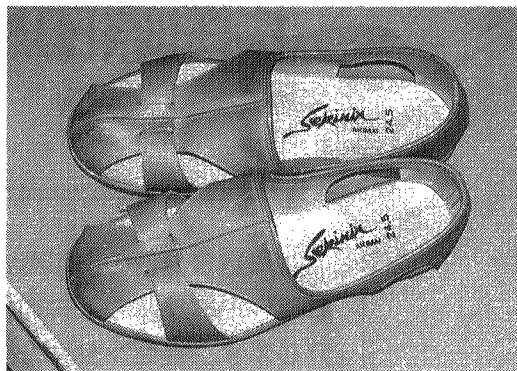
### ○静電気防止対策

印刷会社ということもあって、2Fの事務所内には版のデザイン用の大型ディスプレイを備えたVDT機器がずらり。それに人事、総務関係のものを加えると約20台。そこで静電気が発生し、コンピューターの起動時はもちろん、出入り口のドアノブをつかむとバチッ、従業員同士の手が触れ合ってもバチッと静電気の火花が散って不快な思いをして困っていた。そこで次ページのような静電気防止グッズを導入した。

## ○静電気防止靴と静電気防止シート

事務所内での作業者に静電気防止靴を購入した(写真1)。デザインはサンダルのように軽い。さらに静電気防止シートを購入。

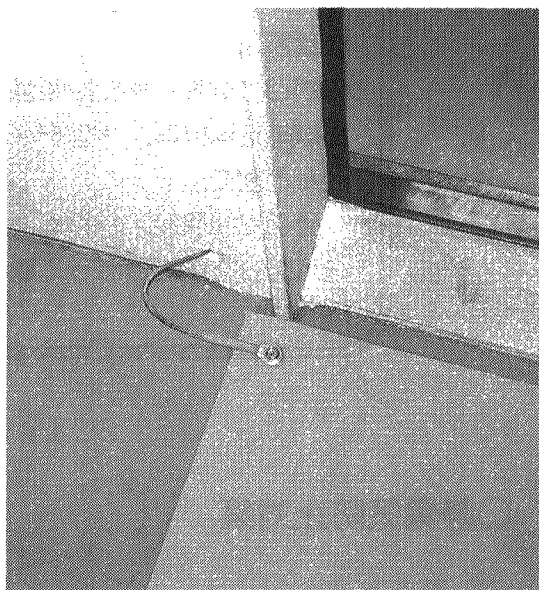
何も作業スペース全体に敷く必要はない。各部屋の出入り口の前やワークステーションの下に敷き、アースを取り付けた(写真2,3,4)。これで身体に帯電した静電気は静電気靴を通してこのシートに集められ逃がされる仕組み。これだけのことで、あれほど悩まされていた静電気現象が、ピタッと収まった。



(写真1) 静電気防止靴



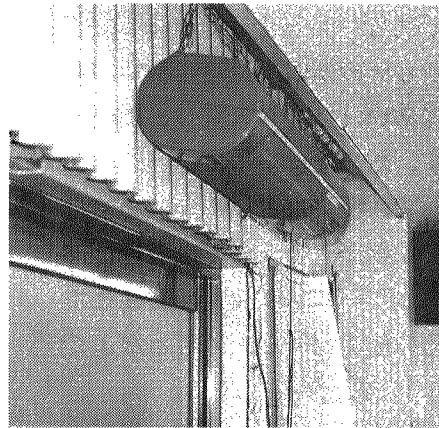
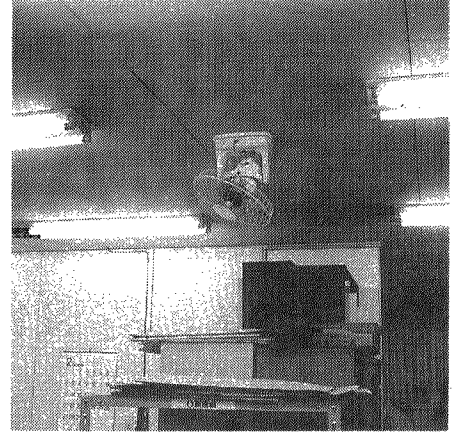
(写真2) 出入り口のシート



(写真3) アース



(写真4)ワークステーションの下にも



上(写真5)

下(写真6)

## ○環境対策

社屋はもともとピカピカの鉄筋コンクリートというわけではない。だから空調設備もとても万全というわけにはいかない。もちろん最後には抜本的な改善が必要な部分もあるが、とりあえずはオフィス内の温度ムラがなくなるように天井扇風機等を多様、快適な作業環境のため、思いついた改善策は即実行に移されている(写真5、6)。

### 市販されている静電気帯電防止対策用品

#### 【静電気防止靴】

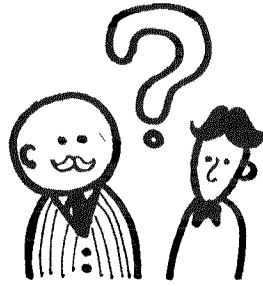
安全靴のメーカー数社が製造していて、国際印刷で使用されているようなサンダルのようなデザインのものは医療関係や科学的な研究機関などで塵への対策としても使用されるもの。その他に、静電気による爆発防止対策で使用するズック靴やスニーカーのようなデザインもある。素材は、人工皮革などで、靴底はウレタンやゴム。

#### 【静電気防止シート】

特殊なゴムでできており床全面に敷いたり、コンピューター作業デスクの下など、帯電しやすい個所に敷いて使用。国際印刷のようにポイント的な使用法だと、値段も安くてすむ。色はライトグリーンやモスグリーンなど。

他にも作業服、床材、タイルなどの商品がある。

# 労災保険 Q君 & A氏



## その1： 労災保険未加入でも労災は労災

Q君：3丁目の喫茶店「セーフティ」でウェイターのアルバイトをしている学生ですが、コーヒーの出前で道路を横断中に交通事故にあい、2ヶ月入院し、現在も通院中です。たまたま事故にあったのが夏休み直前で、授業などに影響はあまり出ませんでした。車を運転していた加害者が加入している自動車保険会社との関係や、その他の保険などのことがよく分からないので教えてください。

A氏：それは大変でしたね。道路を横断中だったということですが、もう少し詳しく教えてください。

Q君：自転車で店へ帰る途中で、横断歩道のない小さな四辻なんです。見通しが悪くて、交差点にさしかかったところに右から車が出てきて、自転車の前輪に車の左前部が接触し、こっちがこけたというわけです。

A氏：もちろん車より自転車の方が弱いので、怪我をしたのはあなただけです。

Q君：そうです。むこうは車もほとんど無傷でした。ただ、あとで加害者の保険会社の方に、突然飛び出してきたあなたも

悪いんだからその分は賠償額から差し引くといわれました。確かに、僕も多少考え事をしていたこともあり、普通に注意していたら防げたかなとも思っています。

A氏：そうすると、怪我をしたのはあなただけだけれども、事故の責任の一端は、あなた自身の不注意にもあるというわけですね。

Q君：そうなんです。そこで聞きたいのですが、仕事での怪我は労災保険でみると聞いたことがあるのですが、僕みたいな学生アルバイトはダメなんですか。いくら私の不注意が原因の一つだと言っても、私用で自転車に乗っていたわけではなく、仕事で乗っていたので、腑に落ちないところがあるんです。

A氏：あなたを雇っているセーフティのマスターは何と言っているんですか。

Q君：あれ以来色々世話をかけて聞いて辛かったんですが、労災保険のことも言ってみました。するとマスターは「うちはずっと夫婦でやっているだけで、労災保険なんて入ってないからなあ」と言われました。

A氏：結論から言うと、労災保険が当然に適用されます。労災保険というのは、労働基準法でいう労働者でありさえすれば、ごく一部の例外を除いて必ず適用されるものですが、あなたの場合も当然給付を受けることが出来ます。「保険」という名前から、民間の生命保険なんかと同じように、加入してないともらえる訳がないと思っている人がいますが、実際は税金と同じなんです。労災保険の場合は、労働者を一人でも雇ったらその時点から労災保険の「保険関係が成立」していることになるんです。これを強制適用ともいいます。

Q君：なるほど。でも、僕が今のセーフティで働いたのは事故の1週間前からなんです。それに働いているのは平日の午前中だけです。それでも僕は労働者なんですか。

A氏：労働基準法や労災保険での労働者というのは、「使用される者」で「賃金を支払われる者」という条件に当てはまる人のことです。だから、例えまだ一回も給料をもらっていないとか、午前中だけの仕事だとかいうことは全然関係ありません。あなたは使用者であるセーフティのマスターと、平日の午前中の時間を託して指揮、命令に従い、その代償として賃金をもらう契約をしていたのですから、明らかな労働者ということになるんですよ。

Q君：へ～、そうですか。でも何かムシが良くありませんか。マスターは労災保険に入っていないといっているし、だいた

いそんなこと知らないで今までやってきてるんですよ。保険料も払わないでもらえるなんて変な気もするんですけどね。

A氏：ハハハハ…。もちろん、もらえるだけの保険なんてのはないよね。労災保険の場合は、当然にあなたを雇った時にマスターは保険関係成立届けを出しておかなければならなかったのをしていないということになります。だから、あなたの件で労災保険の給付を請求するときに、遡って届けをしなければなりません。

Q君：やっぱりね。でも、僕が入るまでにセーフティでは大抵1人や2人はアルバイトを雇っていたみたいで、義務とはいえ遡る保険料は相当な額になるんじゃないでしょうか。マスターは僕のせいで余分なお金を払わんといかんと思うんじゃないでしょうか。

A氏：アレアレ、えらく弱気ですね。いつまで遡るのかは会計法の時効に関する規定があって、2年間ということになります。つまり払うのは、2年間に誰かに払った賃金全部について保険料算定の対象となるわけです。保険料率は業種によって違いますが、喫茶店だから「その他の事業」ということになって1000分の6となります。

Q君：なるほど。しかし、労災保険の仕組みというのは、聞けば聞くほど新たな疑問が湧いてきますね。

A氏：まだ肝心の疑問が解けてないみたいですね。ちょっと時間がないので後は次の機会にね。

(つづく：次ページの法令も参照してください。)

〈参考法令〉

労働者災害補償保険法

第1条〔目的〕

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条〔適用事業の範囲〕第1項

この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

労働基準法

第9条〔定義〕

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

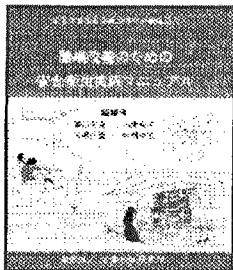
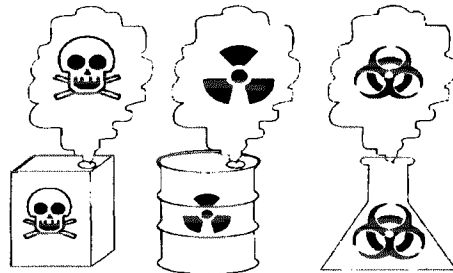
労働保険の保険料の徴収等に関する法律

第3条〔保険関係の成立〕

労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の法律関係が成立する。

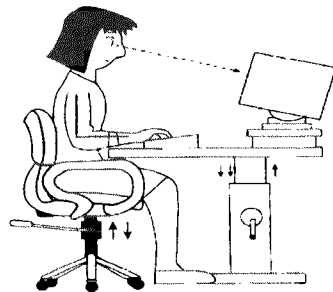
本マニュアルでは、主に自治体職場の仕事や環境を念頭において、職場の安全衛生問題を多難に扱いました。もちろん、民間企業で働く方たちの利用にも十分な配慮をしました。

1. 自治体職場の健康問題
  2. 安全な設備と機械
  3. 職場の温熱条件、照明、騒音
  4. 有害物対策と感染性物質対策
  5. 人間工学
  6. 勤務編成とストレス対策
  7. 安全衛生の日常活動
  8. チェックリストの作成と活用
- 職場安全衛生アクション・チェックリスト



監修者：青山英康・小木和孝  
 天明佳臣・中桐伸五  
 編集協力：  
 自治体労働安全衛生研究会  
 発行（財）労働科学研究所  
 〒216-8501川崎市宮前区菅生2-8-14  
 TEL 044-977-2121

A4版/102頁  
 定価 本体 2,000円



# 職場改善のための 安全衛生実践マニュアル

★お申し込みは全国安全センターまで  
 電話 … 03-3666-3882  
 ファックス … 03-3666-3881



# 前線から

## 炎熱下の瓦工事で熱中症 ゼネコンが半年も請求放置

榎原

大阪市に住むSさん(32才)は昨年7月22日、奈良県橿原神宮の建設現場で熱中症にかかり死亡した。Sさんは早朝いつもとおり元気で出かけ、死亡の知らせを聞いた両親はまったく信じられない思いだったという。

仕事は屋根の瓦工事で、Sさんにとっては経験のない仕事に就いて2、3日後のできごとだった。この日まさに炎天下、奈良県の気象記録でも34度を記録しており、屋根の上では何度あったかわからない状況であった。ゼネコンである奥村組の申し立てによれば午後から作業に入り、休憩を挟んで約1時間の作業を行ったとされるが、急性の発症で救急車が駆けつけたときにはすでに心停止状態で

あった。

奈良医大の死体検案書では直接死因が「熱中症」と診断されており、炎天下での業務上災害であることに疑いはなかった。

しかし、ゼネコンの奥村組が労災請求のことで遺族に会いたいと言ってきたのは、なんと昨年末であった。強く不信を抱いた遺族は父親が所属していた全日建連帯労組関生支部に相談した。当安全センターにも労組を通じて相談があり、奥村組に直接赴いて交渉することになった。

その結果、奥村組は「私病である」として問題を処理しようとしていたことが判明、労働者死傷病報告すら提出されておらず、社内での死亡事故報告と対策の徹底も何ら行われていなか

った。

数度の交渉において、会社は対応の非を認め「今後は労働災害として認識する」と表明、2月1日には管轄の葛城労基署に労災請求が行われた。しかし、その中で「関係の資料は社にはない」「労基署の指示など受けていない」という弁明がウソであることが明らかになり遺族の怒りと不信は大きくなるばかり。

7月の事故後、奥村組は8月5日に文書で報告書を労基署に提出しており、この際労基署は「労働者死傷病報告は必要ない」と言った、したがって死傷病報告を提出していなかったと、奥村組は弁明していたが、2月14日の交渉で葛城労基署は、「そんなことは言っていない。」ということであった。どちらが本当なのか？

明らかな業務上災害について災害調査すら行おうとしなかった労基署の責任、私病として処理しようとした奥村組の責任は重大で、今後、労組とともに会社、労基署を追及していくことにしている。

# 指曲がり症裁判 田島医師証人尋問行われる

豊中市職

大阪

豊中市の給食調理員2名を原告として大阪地裁で闘われている指曲がり症公務外認定取消裁判で、原告の主治医である田島隆興医師に対する証人尋問が行われた。

この日、午後1時すぎから5時前までの長時間をかけて主尋問及び反対尋問が行われた。原告側による主尋問は、裁判所に「指曲がり症とは何なのか」を理解してもらうことを主眼において、あらかじめ提出されている陳述書と意見書に沿って行われた。

原告両名の手指のレントゲン写真も用意して、指の関節が変形、破壊されている様子について田島医師が解説する一幕もあった。

被告である地公災基金大阪府支部は、指曲がり症（変形性手指関節症）の主原因は「加齢、老化である」と主張しているが、こ

れが医学的には意味がなく、本質は、関節を使うことによる「wear and tear」（摩耗することと引き裂かれること）の現症であると、田島医師は力説された。これが過度に累積する調理員に起こっているのは当然で、年齢の高い人にも多くなるのは当たり前であるというわけである。

被告による反対尋問は主に、原告の症状についての田島医師の診断に向けられた。「リウマチではないか」（＝変形性手指関節症ではないのか）、「ママさんバレーによるものではないか」（＝私病ではないか）といった内容であったが、田島医師の冷静で堂々とした証言に、被告側弁護士がいらつく場面が目立った。

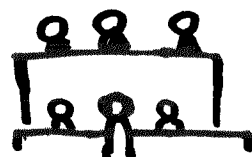
自治労安来市職による松江地裁での裁判が同時進行

しており、また、堺市の調理員の裁判も開始された報道されている中で、全体を通して初めての証人調べだった。

本訴訟では、現在、地公災基金が認定基準の基礎としたとされる中央労働災害防止協会への委託研究報告書（いわゆる中災防報告）の原資料の提出問題が焦点のひとつとなっている。

すでに、裁判所からの送付嘱託手続に対して中災防は、地公災基金の同意がない、守秘義務などをたてに拒否の回答をしてくているが、逆に、原資料が現に存在することが判明したため、現在、裁判所主導で提出を求める働きかけが中災防と地公災基金（被告）に対して行われており、今後の動向が注目されている。

裁判は、この中災防データの取り扱いと次の証人尋問について話し合う準備手続が2月21日に行われ、今後の日程が決められることになっている。



# 1月の新聞記事から

1/1 石川県志賀町の北陸電力・志賀原発1号機が「緊急プラント情報伝達システム」を試験中に情報送信が停止した。原因はY2K問題で検査漏れによる人的ミスと認められた。

1/3 東京電力の福島第一、福島第二、柏崎刈羽の3ヶ所の原発で、コンピューターが不具合を起こした問題で、東電はY2K問題に対する修正漏れと断定し、3日夕方までに修正した。

午前3時20分ごろ、京都市南区の運送会社「京都運輸倉庫」で火災が発生し、鉄筋コンクリート四階建ての倉庫兼事務所の3階従業員寮の1室30平方メートルが焼けた。焼け跡から男性の焼死体と、別棟の警備員室で警備員が胸などを刺されて死亡しているのが発見された。

1/5 大阪弁護士会は公益性は高いが通常の弁護士事務所では採算の取れない訴訟を扱う「公設事務所」を、今秋にも設置する方針を固めた。

1/6 阪神大震災の被災者が入居する神戸市灘区の市営災害復興住宅「新在家南住宅」で、呼吸器障害の原因となる二酸化窒素や浮遊粒子物質の濃度が、環境基準を上回る地点があるのがわかった。最高値は全国の4倍。

1/11 福井県敦賀市の核燃料サイクル開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可処分の無効を国に求めた行政訴訟の差し戻し審と、運転差し止めを核燃機構に求めた民事訴訟について、福井地裁は判決を3月22日10時に言い渡すことを決定した。

1/17 福井県高浜町でプルサーマルの是非を問うための住民投票案が、臨時町議会本会議で13対4で否決された。

午後8時10分ごろ、神戸市長田区で百貨店アルバイト店員の女性が帰宅途中、男性に包丁で刺され出血死した。

1/18 茨城県東海村の核燃料加工会社「JCO」東海事業所の臨界事故で、県警捜査本部は事故が起きた転換試験棟内で現場検証を行った。

労働省は、労災患者の温泉リハビリ施設として全国8ヶ所にある休養施設を、今後5～6年間で全面廃止する方針を決めた。利用率が落ち込み6900万円もの累

積赤字が出ており、民間に売却することにした。

トンネル工事現場で適切な粉じん対策が行われなかったためにしん肺になったとして、元建設作業員らが損害賠償を求める「全国トンネルしん肺訴訟」の第5次一斉提訴が、仙台、福島など全国の10地裁で患者や遺族303人により行われた。

1/24 水戸労働基準監督署は茨城県東海村のJCO臨界事故で大量の放射線を浴び、昨年12月に死亡した大内久さんについて、遺族補償年金と葬祭料の支給を決定した。

1/25 労働省は、過労死の予防を目的に「健康確保支援給付(仮称)」制度を新設し、従業員の健康診断で脳や心臓病などの発症が心配され2次検診の必要があるとされた場合、来年度から労災保険で受診療を全額負担する方針を決めた。

大分県日出町の宇佐別府道路速見インターチェンジの改良工事現場で、午後0時50分ごろ生コンクリートを流し込んで建設中の箱型トンネル天井約200トンがV字形に折れ、下り線に出入りする道路上に落下。

1/26 1991年2月に牛乳の配送中に急死したトラック運転手西原道保さんの遺族が、堺労働基準監督署の労災不支給処分の取り消しを求めた裁判の判決が大阪地裁であり、松本哲弘裁判長は「業務によって蓄積した疲労が発症の原因」として処分の取り消しを命じた。

昨年7月に全日空機がハイジャックされ、刺殺された長島直之機長を東京の大田労働基準監督署は業務上の死亡と認め、遺族補償年金と葬祭料の支給を決定した。

1/31 兵庫県尼崎市の公害認定病患者とその遺族379人が、国と阪神高速道路公団に大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求めた「尼崎公害訴訟」で神戸地裁は、2億1180万円の損害賠償と大気汚染では初めて排出差し止めを命ずる判決を言い渡した。

科学技術庁はJCO東海事業所の臨界事故による周辺住民200人の被ばく推定結果を原子力安全委員会に報告、これまでに被ばくが確認された人数は、439人となった。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!

Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	-(ダット)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) 種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259